

キッチンカー導入業務委託 公募型プロポーザル

実施要領

令和8年8月

檜葉町

目次

- 1 事業の概要
 - 1) 事業の目的
 - 2) 事業名称
 - 3) 発注方式
 - 4) 業務委託期間
 - 5) 業務委託の内容
- 2 事業予算
- 3 参加者の参加資格要件
 - 1) 参加者の共通資格要件
 - 2) 参加者の参加資格確認基準日
- 4 選定の手順
 - 1) 選定の方法
 - 2) 選定のスケジュール
 - 3) 実施要領等に関する質問の提出、回答の公表
 - 4) 参加申請
 - 5) 企画提案書の提出
- 5 審査会
 - 1) 審査会及びヒアリングの実施概要
 - 2) プレゼンテーションについて
 - 3) 最優秀提案者の決定
 - 4) 契約に関する事項
- 6 その他
 - 1) 提案資料の取扱い
 - 2) 業務委託契約等に違反した場合の取扱い
 - 3) 町の担当窓口

1 事業の概要

1) 事業の目的

本事業は、災害時に避難所において温かい食事を速やかに提供できる体制を構築するとともに、平時においては町内外イベントや防災訓練等で活用できる「キッチンカー」を導入することを目的に実施する。

2) 事業名称

キッチンカー導入業務委託

3) 発注方式

本事業は、仕様書にて提示する要求条件をもとに、公募型プロポーザル方式により選定した設計・施工者が車両の調達業務、設計業務、車両の改修業務（車両内の備品の調達含む）を一括して行う。

4) 業務委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

5) 業務委託の内容

「キッチンカー導入業務委託仕様書」のとおり。

2 事業予算

金 8, 598, 000円以内（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加者の参加資格要件

1) 参加者の共通資格要件

参加者は、実施要綱第3条に定める資格要件をすべて満たすこと。

2) 参加者の参加資格確認基準日

参加者の参加資格の確認は、審査書類の提出日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者決定日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

4 選定の手順

1) 選定の方法

本事業は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

(ア) 審査方法

檜葉町が別に設置する審査会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。

(イ) 審査基準

「キッチンカー導入業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査する。

(ウ) 審査結果の通知

審査結果はすべての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。

(エ) 異議申し立て

審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

2) 選定のスケジュール

日 程（令和８年）	内 容
８月１２日（水）	実施要領等の公告
８月１２日（水）～８月２５日（火）	プロポーザル実施に係る資料の開示期間
８月１９日（水）	実施要領等に関する質問の提出期限
８月２１日（金）	実施要領等に関する質問への回答予定期日
８月２５日（火）	プロポーザル応募書類一式提出期限（１７：００ まで）
８月２６日（水）	審査会の開催日、審査結果の通知
８月２８日（金）	仮契約締結（見込）
９月１８日（金）	本契約締結（見込）

3) 実施要領等に関する質問の提出、回答の公表

本要領に関する質問は、必ず応募者が「質問書」（様式１）に質問の内容を簡潔にまとめて記入の上、電子メールにて送信すること。

また、直接口頭や電話での質問、受付期間終了後の質問は、受け付けない。

受付期間	令和８年８月１２日（水）から令和８年８月１９日（水）１７：００
留意事項	自らの応募書類、提案内容の優劣等に関する質問や、審査内容に係る問い合わせについては、公募の公平性を期するため審査の事前及び事後とも受け付けない。
質問送付先	sousei-n@town.naraha.lg.jp
回答方法	各応募者宛に回答を電子メールにて送付する。
担当窓口	檜葉町産業創生課 観光振興係 風間、坂本

4) 参加申請

(ア) 檜葉町工事等請負有資格業者名簿に登録されている場合

提出書類	様式等	提出部数等
参加申請書	様式 2	1 部
会社概要	任意様式	会社パンフレット等 1 部

(イ) 檜葉町工事等請負有資格業者名簿に登録されていない場合

提出書類	様式等	提出部数等
参加申請書	様式 2	1 部
会社概要	任意様式	会社パンフレット等 1 部
法人又は個人の公的証明書 (登記事項証明書等)		1 部
納税証明書		1 部
誓約書 (暴力団等排除措置に 関するもの)	様式 4	1 部

(ウ) 提出方法

提出期限	令和 8 年 8 月 1 2 日 (水) ~ 令和 8 年 8 月 2 5 日 (火) 17:00
提出先	〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 の 6 檜葉町産業創生課 観光振興係
提出方法	持参又は郵送により行うこと。 なお、持参の場合は、土日祝日を除く 9 時~17 時に受け付ける。

(エ) 参加資格の喪失

参加申請書提出後に次のいずれかに該当した場合は、参加資格を失うものとする。

- ① 実施要綱第 3 条に定める資格要件を満たさなくなったとき
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき

5) 企画提案書の提出

(ア) 企画提案書について

参加申請書を提出した者は、企画提案書を提出すること。

なお、参加申請書を提出したもので、期限までに企画提案書の提出がなかった場合、自動的に参加取り消しとなる。

(イ) 提出する書類

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書提出届	様式 3	1 部
企画提案書	任意様式	10 部（会社名有り）
見積書	任意様式	10 部（会社名有り）

(ウ) 提出方法

提出期限	令和 8 年 8 月 1 2 日（水）～令和 8 年 8 月 2 5 日（火）17:00
提出先	〒979-0696 福島県双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂 5 の 6 楡葉町産業創生課 観光振興係
提出方法	持参又は郵送により行うこと。 なお、持参の場合は、土日祝日を除く 9 時～17 時に受け付ける。

5 審査会

1) 審査会及びヒアリングの実施概要

日 時 令和 8 年 8 月 2 6 日（水）10 時から
形 式 対面またはオンライン
出席者 本業務に係る責任者含む 3 名以内とする。

2) プレゼンテーションについて

- ・プレゼンテーションは 1 事業者 15 分（準備時間を含む）以内とし、その後審査委員による 10 分程度のヒアリングを行う。
- ・参加者毎の開始時間は前日までに案内する。
- ・提出書類以外の資料を使うことはできない。
- ・プレゼンテーションは顕名により行う。（会社名を明らかにすること）

3) 最優秀提案者の決定

- (ア) 委員会は、提案内容及び費用を総合的に評価し、一定水準以上の者を優秀提案者とする。
- (イ) 得点上位者を順位付けし、第 1 位を最優秀提案者とする。
- (ウ) 同点の場合は、決戦投票を行う。
- (エ) 審査結果は、令和 8 年 8 月 2 6 日（水）に審査対象者に通知し、町ホームページで公表する。

4) 契約に関する事項

- (ア) 最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務委託契約の締結交渉を行う。契約が成立しない場合は、次順位者と順に交渉を行う。
- (イ) 契約書は、委託者と受託者で協議のうえ作成する。
- (ウ) 支払条件は、契約書により定める。
- (エ) 契約時の仕様は、提案書に基づくものとし、必要に応じて協議のうえ変更する場合がある。

6 その他

1) 提案資料の取扱い

優先交渉権者の提案内容について、基本設計・実施設計業務の過程において、町との協議により具体的仕様その他を決定する。

2) 業務委託契約等に違反した場合の取扱い

事業実施協定若しくは契約の締結後、これらの協定もしくは契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、あるいは技術提案に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 2 号）により、期間を定め指名停止を行う場合があることに留意すること。

3) 町の担当窓口（問い合わせ先）

〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5 の 6

檜葉町産業創生課 観光振興係 風間、坂本

電 話：0240-23-6105（直通）

F A X：0240-25-5564

※土日祝日の対応は除く

※受付時間は午前 9 時から午後 5 時